

発行：東京都豊島区
編集：企画部広報課
豊島区東池袋1-18-1
〒170 ☎ 981-1111
〈毎月10日・25日発行〉

広報ししま

人口と世帯数

4月1日現在
前月比
人口 276,298 (-2,093)
男 136,379 (-1,292)
女 139,919 (-801)
世帯数 124,767 (-1,010)
(住氏基本台帳による)

雑司が谷児童館

5月10日オープン

区民集会室を併設

児童館

5月10日(土)午後2時に、区内で12番目の児童館として、雑司が谷児童館がオープンします。開館の日には、劇団の公演や、児童館の紹介などのプログラムを計画しています。また、当日来館のお子さんには記念のバッジを差しあげます。児童館は、地域の子どものために

区民集会室

健全な遊び場として、その自主的な活動や遊び、館で主催する行事への参加などを通して、心身ともに豊かで健康な子どもたちの育成をめざす施設ですが、雑司が谷児童館では、スポーツ活動などに特色を持たせる予定です。



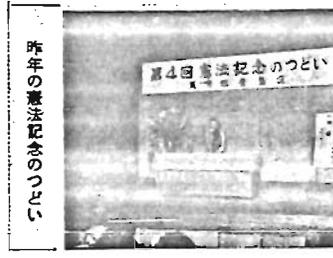
区分	場所	電話	利用の手續	利用時間	休館日	設備	利用上のお願い
豊島区	児童館(1・2階) 雑司が谷一丁目 22番8号	(03) 0388	入館は自由ですが、手帳を提示してください。	午前9時から午後5時まで	毎週日曜日・国民の祝日 (12月29日・1月3日)	本のコーナー・学習コーナーのへや・音楽のへや・工作のへや・屋上	小さなお子さん(幼児)が利用される場合は大人が付き添ってください。
豊島区	区民集会室(1階) 雑司が谷一丁目 22番8号	(03) 8898	利用の申し込みは、利用日より前日午前10時30分まで児童館で受け付けます。(無料)	4月19日 10月13日 午前9時から午後9時30分	国民の祝日 年末年始 (12月29日・1月4日)	和室 一室 1224畳	近隣の方や他の利用者による迷惑を及ぼさないよう、準備や後片付けは利用時間内にすませてください。商品の直伝・販売などの営利を目的とした集まりなどはお断りします。

第5回憲法記念のつどい

5月2日 区民センターで

区では、昨年に引き続き、第5回「憲法記念のつどい」を開催します。憲法が、わたしたちのくらしの中で、どのようなかわりをもたらしているかを考えたい。5月2日(金)午後1時30分～5時

◇会場：豊島区民センター6階 文化ホール
◇あいさつ：豊島区長 日比野道彦
◇講演
『地方自治の可能性を考える』
東京大学教授 小林直樹氏
『主な著書』「憲法講義」
「現代基本権の展開」
本國憲法の問題状況



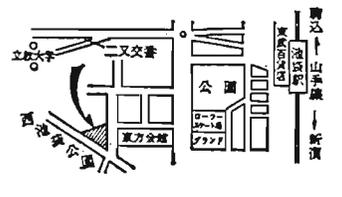
昨年の憲法記念のつどい

豊島区休日(昼間)診療所

1か所を増設します

豊島区医師会館内に
開設日：日曜、祝日、年末年始
診療時間：午前9時～午後5時
提示するもの：健康保険証
なお、同所は従来どおり休日診療所となりますので、引き続き午後9時30分まで受け付けます。
休日診療所：レホセンター
電話：5183、5184

豊島区医師会館案内図
西池袋3-22-16



商店街街灯設置

経費を一部助成します

区では、54年度から商業振興対策の一環として、区内の商店街が行う街灯の新設等に、経費(新設、建替の原材料費および工費)の一部を助成しています。商店街が、商店街の美化のため本区内の公道上に設置する街路灯で、一般交通の安全および当該地域の防犯を兼ね、終夜点灯するものが対象となります。

計画書の提出

年度内に助成を申請する商店街は、5月24日(土)までに必ず提出してください。

申請書の提出

9月30日までに設置工事が完了するものは、9月30日までに提出してください。(ほかに添付書類が必要となります)

10月1日以降に設置工事が完了するものは、あらかじめお知らせします。

◇詳細
経済課商工係(2451)へ。

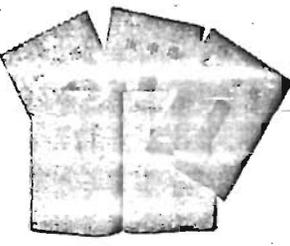
住宅、ブロック塀等の修繕資金を融資します

住宅の修理や危険なブロック塀等の修繕工事を行う方に対して、有利な条件で融資のあっせんをします。

『豊島の庚申塔』

600部をお分けします

豊島区教育委員会では、このたび「豊島あちらちの」第6集として、『豊島の庚申塔』を作成しました。庚申塔は、60日ごとにくる「庚申の日」に神をまつり、飲食を共にしながら夜を過ごした庚申譚といわれる信仰者の集団が供養のために建てた塔のことです。これらの庚申塔は、庶民の生活に密着した重要な文化財ですが、都市の近代化により失われつつあります。豊島区内でも、かつては多数建てられました。いま確認されるのは42基のみです。この豊島区内の庚申塔を紹介する





お年寄りの方へ
老人福祉課からのお知らせ
お問い合わせは☎26331へ

老人福祉手当の支給

区内に居住する65歳以上の方で6か月以上寝たきりの状態にあって、その状態が継続すると認められる方に支給されています。

▽月額：1万1500円

▽支払日：4月・8月・12月

▽手続き：印送、生年月日の証明できるもの(健康保険証、老人医療証等)をご持参ください。
■自宅の居室で入浴を
老人福祉手当を受けている方が対象です。入浴が困難な方のため、自宅で入浴ができるよう巡回入浴車を派遣します。費用は全額区が負担します。なお、申請時には主治医の許可、入浴時には家族の立合いと協力が必須です。

出張運送

老人福祉手当を受けている方が対象です。お近くの運送師がお宅まで出張します。費用は全額区が負担します。

■日常生活用具をお貸しします

65歳以上の方で、3か月以上自宅で寝たきりの状態にある方に生活用具をお貸ししたり、お贈りしたりします。生計中心者の前年分の所得税額が4万2千円未満の方です。

▽お貸しする用具

☆特殊寝台：ハンドルをまわすと上半身または脚部が傾斜調整できるようにになっています。
☆和式ベッド：折りたたみができ狭い部屋での使用に便利です。

60歳以上の方へ

版染め教室

◇とき：5月7・14・21日

(水)午前10時～11時30分

◇ところ：南大塚ことぶきの家

◇内容：やさしい版染めでテールセンター、のれん、クッション、スカーフを

◇講師：岩崎 香氏

◇定員：30名

◇教材費：布、染料代千円

◇申込み：4月25日より当館

で先着順に受付(電話不可)

◇詳細：961-7355

民謡教室

◇とき：5月8日～7月24日

毎週木曜日 10時～11時30分

◇ところ：高松ことぶきの家

高松2の34 971-7440

◇内容：初心者向けの民謡

民謡教室

◇とき：5月19日～7月28日

毎週月曜日、午前10時15分～11時45分

◇ところ：池袋ことぶきの家

◇内容：初心者向けの輪踊り

◇講師：斎藤 美恵子氏

民謡教室

◇とき：5月19日～7月28日

毎週月曜日、午前10時15分～11時45分

◇ところ：池袋ことぶきの家

◇内容：初心者向けの輪踊り

◇講師：斎藤 美恵子氏

◇申込み：4月30日まで

◇詳細：961-0041

民謡のついで

◇とき：5月14・28日、6月11・25日、計4回

午前10時～11時30分

◇ところ：池袋本町ことぶきの家

◇内容：簡単な輪踊り

◇講師：田中よしゑ氏

◇申込み：当日直接会場へお

いでください

◇詳細：961-0041

華道教室

◇とき：5月13・27日、6月10・24日(計4回)

午前10時30分～12時

◇ところ：池袋本町ことぶきの家

◇内容：基本のな生け方

◇講師：池坊流 松浦桂月氏

◇定員：20名(先着順)

◇教材費：2千400円(4回分)

◇申込み：4月26日から教材費をそえて直接会場へ

華道教室

◇とき：5月1日～6月19日

の第1・第3木曜日、午前10時30分～11時30分(計4回)

◇ところ：池袋ことぶきの家

◇内容：基本のな生け方

◇講師：池坊流 松浦桂月氏

◇定員：20名(先着順)

◇教材費：2千400円(4回分)

◇申込み：4月26日から教材費をそえて直接会場へ

◇詳細：961-9658

華道教室

◇とき：5月13・27日、6月10・24日(計4回)

午前10時30分～12時

◇ところ：池袋本町ことぶきの家

◇内容：基本のな生け方

◇講師：池坊流 松浦桂月氏

◇定員：20名(先着順)

◇教材費：千円

◇持ち物：はさみと余り布

◇申込み：4月26日から当館

受付で(電話不可)

◇詳細：961-2281

▽お贈りする用具
☆スプリングマットレス：三つにわかれて、厚さ約15センチで長期間使用できます。内部の湿気を外に出すようになっています。
☆便座：腰かけて使用できます。暖房付で、和式便所の上に取り付けます。便所に行けない方にはポータブルトイレを用意してあります。
☆エアーマット：空気の動きによるマナー効果のため床ずれを防ぎます。畳かベッドの上またはシーンの下に敷いて使用します。
☆浴槽、湯沸器：浴槽はホーロー仕上げ、湯沸器は都市ガスを使用しますので、一坪程度の場所が必要
☆ふとんや毛布の洗濯乾燥を
▽対象者：①6か月以上寝たきり

60歳以上の方で、日常生活を営むのに支障があり、家族の十分な介助が得られないお年寄りの方に定期的な家政婦さんを派遣し、身のまわりのサービスを派遣し、身▽対象者：①寝たきり状態等日常生活を営むのに支障のある方

60歳以上の方で、日常生活を営むのに支障があり、家族の十分な介助が得られないお年寄りの方に定期的な家政婦さんを派遣し、身のまわりのサービスを派遣し、身▽対象者：①寝たきり状態等日常生活を営むのに支障のある方

60歳以上の方で、日常生活を営むのに支障があり、家族の十分な介助が得られないお年寄りの方に定期的な家政婦さんを派遣し、身のまわりのサービスを派遣し、身▽対象者：①寝たきり状態等日常生活を営むのに支障のある方

60歳以上の方で、日常生活を営むのに支障があり、家族の十分な介助が得られないお年寄りの方に定期的な家政婦さんを派遣し、身のまわりのサービスを派遣し、身▽対象者：①寝たきり状態等日常生活を営むのに支障のある方

60歳以上の方で、日常生活を営むのに支障があり、家族の十分な介助が得られないお年寄りの方に定期的な家政婦さんを派遣し、身のまわりのサービスを派遣し、身▽対象者：①寝たきり状態等日常生活を営むのに支障のある方

60歳以上の方で、日常生活を営むのに支障があり、家族の十分な介助が得られないお年寄りの方に定期的な家政婦さんを派遣し、身のまわりのサービスを派遣し、身▽対象者：①寝たきり状態等日常生活を営むのに支障のある方

60歳以上の方で、日常生活を営むのに支障があり、家族の十分な介助が得られないお年寄りの方に定期的な家政婦さんを派遣し、身のまわりのサービスを派遣し、身▽対象者：①寝たきり状態等日常生活を営むのに支障のある方

家族の方が病弱その他で十分な介助が得られない場合 ③ひとり暮らしの老人、または老人世帯で、身のまわりの事が思うようにできない場合 ④一時的に①または②のような状態になられた場合
※費用は全額区が負担します。
※生計中心者の所得制限額が30万円以下の方です。

緊急一時保護
ご家庭で寝たきりのお年寄りの介護をしている方が、病気や結婚葬祭などで一時的に介護ができなくなるときに、一週間の限度としてお年寄りを収容保護します。

ひとり暮らし老人に
空部屋を
ひとり暮らし老人が、部屋を空にするに困っています。区ではその対策として、アパートなどの部屋を区が借上げて緊急に困っている方に貸す制度を行っています。
空部屋を提供して下さる方へ
※空部屋は区内にアパートもしくは部屋のあること。
▽部屋の広さ等：自炊設備のある6畳もしくは4畳半で日当りのよい部屋
▽借上げ賃借料：相場に準じます
▽空部屋をさがしている方へ
▽申込み資格：65歳以上のひとり暮らし老人で、次の条件を満たしている方
①現在立派な請求をうけていること
②老人の介助なしに自立して日常生活を営むこと ③最寄区内に引続き2年以上住所を有する

心身障害者入浴サービス
長期にわたる入浴が困難な重度心身障害者の方に対し、巡回入浴車を派遣し入浴の機会を提供します。
は受の手帳2度以上であること
▽入浴回数
5月・10月 月2回
11月・4月 月1回
▽費用：無料
▽問い合わせ：申込み：福祉係 ☎2626へ

酸素欠乏空気に注意
昭和55年3月下旬に完了予定の本道局による上水道の管線新設工事が昭和55年12月末まで延長されることにより、管内に引続き2年以上住所を有する方は、受の手帳2度以上であること
▽入浴回数
5月・10月 月2回
11月・4月 月1回
▽費用：無料
▽問い合わせ：申込み：福祉係 ☎2626へ

緊急一時保護のお知らせ
保護者が急病で、小さいお子さんの保育に困る際、次の要領で、区が委託した保育員の方に一時的に保育を依頼できます。
▽区内に住所がある生後5週間から小学校就学前までの健康な児童を、▽保護者(父・母)が死亡、失踪、疾病、出産あるいは同居家族の看護等のため不在になるような場合に、▽原則として1か月間毎日午前8時30分から午後5時まで保育します(時間延長もできます) ①保育料は1日500円ですが、他に食費、オヤツ代等の必要経費は保護者が負担していただきます
申込みと問い合わせは保育課管理係 ☎2722までどうぞ。

区営公益質屋のご利用を
急にお金が必要になった時は、池袋公益質屋をご利用ください。質屋に持ち込むと、すぐにお金が借りられます。
▽利用方法：質屋に持ち込む物品と住所、氏名の確認できるもの(健康保険証、運転免許証等)と印鑑をご持参ください。
▽貸付限度額：一世帯10万円
▽貸付金利息：月3パーセント
▽貸出期間：4か月
▽取扱時間：午前9時～午後6時(日曜・祝日は休業)
▽詳細：池袋公益質屋(池袋本町1-40-7) 91-9477

緊急一時保護のお知らせ
保護者が急病で、小さいお子さんの保育に困る際、次の要領で、区が委託した保育員の方に一時的に保育を依頼できます。
▽区内に住所がある生後5週間から小学校就学前までの健康な児童を、▽保護者(父・母)が死亡、失踪、疾病、出産あるいは同居家族の看護等のため不在になるような場合に、▽原則として1か月間毎日午前8時30分から午後5時まで保育します(時間延長もできます) ①保育料は1日500円ですが、他に食費、オヤツ代等の必要経費は保護者が負担していただきます
申込みと問い合わせは保育課管理係 ☎2722までどうぞ。

保健所カレンダー

5月 (受付時間) 午前9:00-10:30, 午後1:00-2:30

Table with columns for event name, date, and time. Includes events like '一般成人健康相談', '乳幼児健康診査', '3歳児健康診査', etc.

赤ちゃんが生れたら……出生通知書を必ず保健所へ……
犬のふんは飼い主が責任をもって始末しましょう……散歩のときも忘れずに。

保健所だより



池袋 987-4171 長崎 957-1191

「ペット条例」
4月1日から施行

最近、ペットとして飼われている動物が不注意な飼い主などにより、人に不安を与えたり、傷つけたりして社会問題となる例があります。

そこで、東京都では動物愛護の精神を高めるとともに人が動物によつて危害を受けることがないようにするために「動物の保護及び管理に関する条例」(通称「ペット条例」)を定め、4月1日から施行しました。

動物を飼うときは、「一度飼った動物は飼い主が愛情をもって飼って下さい。」
人に危害を与えるおそれのある動物(特定動物)を飼うときには知事の許可が必要です。は乳類で

は、ぞう類、くま類、大型中型のねこ類(ライオン、トラ、ヤマネコなど)、ハイエナ類、おおかみ類、大型中型のさる類、鳥類かひわしたか類、は虫類では、わに類、どくとかげ類、へび類のなかから特定動物を定めています。

また、動物取扱業を営もうとする方はあらかじめ知事に届出が必要で、動物取扱業とは、動物の売買・貸出し・保管・訓練または調教・輸出または輸入・美容または装飾を業として行うことです。

犬とねこの引取り手数料
犬とねこの引取り(資料)
犬とねこの引取り手数料
種別 手数料の額
生後91日以上で体重が50kg以上の犬 1頭につき 3,000円
生後91日以上で体重が50kg未満の犬 1頭につき 1,500円
生後91日未満の犬およびねこ 1頭につき 500円

は、飼い主は早急に獣医師に狂犬病の有無の診断をうける義務があります。
詳細:衛生部管理課05221
または池袋保健所、長崎保健所へ
一歳六か月児の健康診査
歯科健診・育児相談
栄養相談

池袋保健所
5月12日 1時30分~2時30分
5月19日 1時30分~2時30分
5月26日 1時30分~2時30分
長崎保健所
5月9日 1時30分~2時30分
5月16日 1時30分~2時30分
5月23日 1時30分~2時30分

5月の現況届の提出月です
5月は国民年金の繰上納付金・母子年金・遺児年金・寡婦年金を受けている方が「国民年金受給者現況届」を提出する月です。

国民年金だより

5月は現況届の提出月です
5月は国民年金の繰上納付金・母子年金・遺児年金・寡婦年金を受けている方が「国民年金受給者現況届」を提出する月です。

保険料を納め忘れてしまうと、万一の事故のとき、障害年金や母子年金などを受けれないばかりでなく、将来、老齢年金さえ受けられなくなりまう。

5月のイベント
高田児童館 987-6600
24日2時「春が来し〜ありんこまつり」28日2時30分「工作教室」31日2時「恒例卓球大会」

心身障害者(児)のための通所施設

心身障害者(児)の家
ための通所施設
さくらの家は、区内の心身障害者に生活及び作業指導を行い、それによって生活能力の開発と社会適応性の増進を図ることを目的とした施設です。

千川こどもの家は、区内に居住している心身障害児に対し指導訓練を行い、基本的な生活習慣と集団行動を身につけて、自立に必要な能力の開発をはかることを目的とした施設です。

5月のイベント
高田児童館 987-6600
24日2時「春が来し〜ありんこまつり」28日2時30分「工作教室」31日2時「恒例卓球大会」

